

「さぬき讃レモン」推奨制度実施要綱

制定：令和6年5月22日 6生流第42659号

（趣旨）

第1条 県で登録した生産者が、品質などにこだわって大切に育てた県産レモンを「さぬき讃レモン」としてブランド化することにより、県産レモンの魅力を消費者に分かりやすくアピールするとともに、生産者による市場関係者等と連携した商品づくりの取り組みを支援し、認知度向上、消費拡大及び有利販売を図り、もって県産レモンの生産拡大と生産者の所得向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）県産レモンとは、香川県内で生産されるレモンをいう。
- （2）生産者とは、県産レモンを生産する個人の認定農業者、認定新規就農者又は生産者で組織される団体をいう。

（審査会の設置）

第3条 知事は、第1条の目的に資するため、「さぬき讃レモン」生産者登録審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 知事は、第4条の規定に基づき生産者の登録等をしようとするときは、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

3 審査会の構成及び運営については、別に定める。

（生産者の登録）

第4条 知事は、生産者が別表に定める基準（以下「登録基準」という。）に適合していると認められるときは、当該生産者を「さぬき讃レモン」の登録生産者（以下「登録生産者」という。）として登録することができる。

2 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定めるところにより、別記様式1号による申請書を申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して知事に提出するものとする。ただし、申請者が複数の農業改良普及センターにまたがる場合は、直接、知事に提出するものとする。

3 知事は、登録をしようとするときは、別に定めるところにより、審査会の意見を踏まえて決定するものとする。

4 知事は登録（変更の登録を含む。）を行ったときは、別記様式2号により申請者に通知し、別記様式3号による登録書を交付するとともに、管轄する農業改良普及センターに登録書の写しを付して、その旨を連絡するものとする。登録をしないときは、別記様式4号により申請者に通知するものとする。

（登録の公表）

第5条 知事は、第4条第4項により登録をしたときは、別に定めるところにより、登録生産者の住所及び氏名（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職氏名）を公表できるものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。ただし、登録生産者が登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、さらに3年間延長できるものとし、以降これに準じて延長する。

2 前項による延長の申請は、有効期間が満了する日の2か月前までに、別記様式1号により提出するものとする。

3 知事は、前項による延長の申請をうけたときは、第4条の規定に準じ、生産者の登録を行う。なお、同条第3項における審査会の開催及び同条第4項による登録書の交付はしないものとする。

（表示）

第7条 登録生産者は、自ら生産した「さぬき讃レモン」に、統一ロゴマークを表示することができる。

2 統一ロゴマークの使用取扱要領は、別に定める。

（実績報告）

第8条 登録生産者は、毎年の出荷量、販売先その他実績について、出荷期間の終了後速やかに、別記様式5号により、申請者の住所又は主たる事務所の所在地を管轄する農業改良普及センターを経由して知事に報告しなければならない。ただし、申請者が複数の農業改良普及センターにまたがる場合は、直接、知事に提出するものとする。

（報告の徴収等）

第9条 知事は、前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、登録生産者に対して「さぬき讃レモン」に係る報告を求め、又は「さぬき讃レモン」の生産現場、集出荷施設等への立入検査又は品質検査を実施することができる。

- 2 知事は、第1項の検査において、状況等の改善の必要があると認めるときは、登録生産者に
対し、必要な措置を講じるよう指示することができるものとする。

(登録生産者の責務)

第10条 登録生産者は、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 「さぬき讃レモン」の周知・普及に県と協力して取り組むこと。
- (2) 「さぬき讃レモン」の流通、販売、提供において、第7条第2項の統一ロゴマークを適切かつ積極的に使用すること。
- (3) 消費者等から、「さぬき讃レモン」の栽培方法や資材の使用、品質管理の状況等について照会があったときは、栽培履歴の記録簿等をもとに説明を行うこと。

- 2 「さぬき讃レモン」に係る事故または苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、登録を受けた者がその責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

(登録の取り消し)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録生産者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録生産者が登録基準に適合しなくなったとき。
- (2) 登録生産者が第7条～第10条の規定に反する行為をしたとき。
- (3) 登録生産者が「さぬき讃レモン」の信用を害する行為をしたとき。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

- 3 第1項の規定により、登録を取り消された者は、第7条に規定する表示を直ちに中止するとともに、第4条第4項に規定する登録書を知事に返還しなければならない。

- 4 第1項の規定により登録を取り消された者は、別に定める期間を経過しなければ、新たに登録の申請をすることができない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、別に定める。

(別表) 登録基準

生産出荷体制	生産出荷計画（栽培面積・出荷量等）があること
	県が作成又は監修する栽培マニュアルに基づき、高品質栽培に努めること
	出荷物に統一ロゴマークを使用することが見込まれること
販売体制	出荷先・販売先（卸売会社、小売店等）を公表できること
品質管理	出荷規格に基づく選果・選別が徹底されていること
安全・安心	栽培履歴を記帳していること、又は確実に見込まれること
	収穫後に、防カビ剤を使用しないこと

別記様式 1 号

「さぬき讃レモン」生産者登録申請書

年 月 日

香川県知事 殿

(申請者)

住所

個人・団体名

代表者名

「さぬき讃レモン」推奨制度実施要綱第4条の規定により、「さぬき讃レモン」の生産者として登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

添付書類：

項目	個人（法人含む）	団体
「さぬき讃レモン」 生産出荷計画書(別紙1)	○	○
栽培ほ場の写真	○	-
出荷規格表	○	○
生産者名簿	-	○
定款又は規約、規定	○ ※法人のみ	○
農業経営改善計画 又は青年等就農計画	○	-
栽培履歴書	○	○

別紙 1

「さぬき讃レモン」生産出荷計画書

フリガナ	
個人・団体・法人名 (団体・法人の場合は代表者氏名も記載)	
連絡先	
生産者数	

1. 生産・出荷実績(直近年)及び生産・出荷計画

年		面積(a)	出荷量(t)
実績	R		
計画	R		
	R		
	R		

2. 販売計画

出荷先(卸売会社等)	販売先(小売店等)

3. 生産拡大・品質向上・認知度向上に向けた具体的な取り組み計画

生産拡大	品質向上	認知度向上
☐ 面積拡大 ☐ 収量拡大	☐ 栽培管理の改善 ☐ 収穫・出荷調整作業の改善 ☐ 収穫後の鮮度保持の改善 ☐ その他 ()	☐ ロゴマーク等の活用 ☐ ニーズを重視した情報発信 ☐ 生産者による販売促進 ☐ その他 ()
具体例:	具体例:	具体例:

※具体的な数値目標があれば記載してください。参考資料があれば添付してください。

(栽培ほ場写真貼り付け欄)

※1 個人(法人含む)での申請の場合のみ。

※2 栽培が確認できる写真(ほ場の全景1枚及び樹体の様子が分かるもの1枚)を添付すること。

別記様式2号

「さぬき讃レモン」生産者登録通知書

年 月 日

(申請者氏名) 様

香川県知事

年 月 日付で登録申請のあったこのことについて、審査の結果、あなたを「さぬき讃レモン」生産者として登録します。

記

登録番号：

登録期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

さぬき讃レモン 登 録 書

様

あなたを「さぬき讃レモン」の生産者
として登録します

年 月 日

香川県知事

登録番号：

別記様式4号

「さぬき讃レモン」生産者登録審査結果通知書

年 月 日

(申請者氏名) 様

香川県知事

年 月 日付で登録申請のあったこのことについて、審査の結果、残念ながら、
あなたを「さぬき讃レモン」生産者として登録することができませんでしたのでお知らせいたします。

記

理 由：

別記様式 5 号

「さぬき讃レモン」出荷・販売実績報告書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

個人・団体名

代表者名

「さぬき讃レモン」推奨制度実施要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類：出荷・販売実績報告書（別紙 2）

別紙 2

「さぬき讃レモン」出荷・販売実績報告書

フリガナ	
個人・団体・法人名 (団体・法人の場合は代表者氏名も記載)	
連絡先	
生産者数	
出荷期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1. 出荷実績(単位:t)

年		面積(a)	出荷量(t)
計画※	R		
	R		
	R		
実績※※	R		
	R		
	R		

※計画書提出時の数値を記入すること。 ※※毎年、実績を追加していくこと。

2. 販売実績

(販売金額) 円(千円以下切り捨て)

出荷先(卸売会社等)	販売先(小売店等)

3. 生産拡大・品質向上・認知度向上の取り組み実績

生産拡大	品質向上	認知度向上
☐ 面積拡大 ☐ 収量拡大	☐ 栽培管理の改善 ☐ 収穫・出荷調整作業の改善 ☐ 収穫後の鮮度保持の改善 ☐ その他 ()	☐ ロゴマーク等の活用 ☐ ニーズを重視した情報発信 ☐ 生産者による販売促進 ☐ その他 ()
具体例:	具体例:	具体例:

※参考資料があれば添付してください。